

公益社団法人日本分析化学会
定款並びに細則

東京都品川区西五反田一丁目 26 番 2 号
五反田サンハイツ内

公益社団法人 日本分析化学会

公益社団法人日本分析化学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本分析化学会（以下、「学会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 学会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第3条 学会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

2 支部に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 学会は、分析化学に関する学理・技術の進歩を図るとともに、会員相互の連絡研修を行い、もって学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 分析化学に関する会誌、研究報告及び資料の刊行
- (2) 分析化学に関する講演会、講習会及び研究会の開催
- (3) 分析化学に関する調査、研究及び建議
- (4) 分析化学に関する研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 学会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 学会の事業に賛同して入会した個人
- (2) 維持会員 学会の事業に賛同し事業を維持するために入会した団体又は個人
- (3) 学生会員 学会の事業に賛同して入会した大学等に学籍を有する個人
- (4) 特別会員 学会の事業に賛同して入会した分析化学に関係を有する法人等
- (5) 公益会員 学会の事業に賛同して入会した分析化学に関係を有する官公庁若しくは公益団体等

2 前項第1号の正会員のうち、栄誉の敬称である名誉会員は、分析化学の発達に関し功績のあった者、又はこの法人に対し特に功労のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者とする。

3 前項第1号の正会員のうち、栄誉の敬称である永年会員は、長期間正会員として在籍する高齢者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者とする。

4 第1項各号の会員は、別に定める会誌等の優先的配布を受けることができる。

(会員代表者の届出)

第7条 維持会員のうち団体会員は、代表者1名を届け出なければならない。会員代表者を変更したときも同様とする。

2 維持会員のうち団体会員の代議員選挙権は、会員代表者がこれを行使するものとする。

(正会員及び維持会員の権利)

第8条 正会員及び維持会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 同法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 同法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 同法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の資格の取得)

第9条 学会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
(経費の負担)

第10条 学会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第11条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を1年以上履行せず、退会したものとされたとき。
- (2) 成年被後見人若しくは、被保佐人又は破産手続開始決定を受けた者
- (3) 死亡又は失踪宣告若しくは団体会員の解散

第4章 代 議 員

第14条 学会の社員は、次に掲げる代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

正会員及び維持会員の中から選出された90名以上130名以内の者

- 2 代議員を選出するため、正会員及び維持会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。
- 3 代議員は、正会員及び維持会員の中から選ばれることを要する。正会員及び維持会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員及び維持会員は他の正会員及び維持会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、1月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 6 会員の資格を喪失した場合には、代議員の資格を喪失する。

第5章 総 会

(構成)

第15条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬及び費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 総会の議長は会長とし、やむを得ない事由により出席できない場合は、当該総会に出席した代議員のうちから選出する。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当日議長の指名した出席代議員 2 名がこれに署名又は記名押印し、これを学会に保管する。

第 23 条 総会の議事の要項及び議決した事項は会員に通知する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 学会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、会長以外の理事のうち 5 名以内を副会長、会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において定めるところにより、この法人の職務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、理事会で決めた順位により、業務執行に関する業務のみ代行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を司るとともに、理事会から委任された事項の会務を処理し、会長及び副会長共に事故があるとき又は会長及び副会長共に欠けたときは、業務執行に関する業務のみを代行する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、総会において定める役員等の報酬並びに費用に関する規定に従って算定された額を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、理事会及び総会の出席に要する交通費その他理事又は監事としての執務に要する経費について、総会において定める役員等の報酬並びに費用に関する規定に従って算定した額を支給することができる。

(役員責任の免除)

第 31 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び維持会員の同意がなければ、免除することができない。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 32 条 学会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 学会の業務執行の決定
- (2) 総会の目的である事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、議長は招集した理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 37 条 学会の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 学会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するも

のとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 学会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 学会が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により学会が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 45 条 学会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- 2 学会の監事には、学会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び学会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第 46 条 学会が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 学会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第 11 章 雑 則

第 48 条 この定款施行に必要な細則その他の規定については理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 学会の最初の会長は中村洋とする。
- 3 学会の最初の業務執行理事は、渋川雅美、金澤秀子、鈴木孝治、紀本岳志、尾崎幸洋、阿部健一とする。
- 4 学会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、平成24年の定時総会の終結の時点までの任期とする移行の登記後最初の理事は、尾崎幸洋、渋川雅美、荒川秀俊、寺前紀夫、赤羽勤子、平成25年の定時総会の終結の時点までの任期とする移行の登記後最初の理事は、中村洋、金澤秀子、紀本岳志、鈴木孝治、市村彰男、梅香明子、喜多村昇、田頭昭二、山口敏男、湯地昭夫、佐々木久郎、高橋和也、平山直紀、谷和江、阿部健一、とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 6 附則1の公益法人の設立の登記の日において旧定款第29条の役員の子員たる地位は失われる。
- 7 この定款の施行後最初の代議員は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

公益社団法人日本分析化学会細則

第1章 会 員

- 第1条 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人（以下本会と称する）から、その旨を通知する。
- ② 定款第13条（1）によって資格を喪失した者で、滞納会費に相当する金額を納めたときは、定款第9条の手続きを経て再び入会を許可することができる。
- 第2条 名誉会員の推薦は、別に定める推薦基準による。名誉会員の推薦を総会において承認したときは、会長よりその旨を通知する。
- ② 名誉会員は、正会員に与えられるすべての権利を有する。
- 第3条 総会において永年会員の資格を認められた会員には、会長よりその旨を通知する。
- ② 永年会員は、正会員に与えられるすべての権利を有する。
- 第4条 維持会員、特別会員及び公益会員が、その名称又は代表者を変更したときは、直ちにその旨を本会に申し出なければならない。
- 第5条 会員は、別に定める投稿規定に従って報文、その他を会誌に投稿することができる。
- 第6条 会員は、別に定める講演募集要項に従って本会の主催する講演会及び討論会などに研究の成果を発表することができる。
- 第7条 会員は、別に定めるところにより、本会の行う各種の行事に参加することができる。
- 第8条 会費は、別に定める「公益社団法人日本分析化学会会費等に関する規則」による。

第2章 推薦委員会、選考委員会

[役員等候補者推薦委員会]

- 第9条 役員等候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）は、次期会長、次期副会長、次期監事、役員等候補者選考委員および学会賞等審査委員の候補を推薦するために設置する。
- ② 推薦委員会委員（以下、推薦委員という）は、会長、副会長、主務理事、各支部長からなり、推薦委員会委員長には会長が就任する。

[役員等候補者選考委員会]

- 第10条 役員等候補者選考のため、役員等候補者選考委員会（以下選考委員会という）を設ける。
- 第11条 役員等候補者選考委員（以下選考委員という）は、定員25名とし、次によりこれを定める。
- ② 支部長は、支部役員と協議のうえ、選考委員候補者を理、工、農、医薬の4専門分野及び業界を考慮して選考し、その結果を会長に報告する。
- ③ 各支部より選考する候補者の数は所属する正会員、名誉会員及び永年会員の合計数（年度初め）100名又はその端数につき1名とする。但し、5名に満たない場合は5名とする。
- ④ 会長は、2項の報告に基づき、推薦委員会で協議のうえ、分野を十分に考慮して定数の選考委員及び補欠若干名を選定し、理事会の議決を経てこれを委嘱する。
- 第12条 選考委員は選考委員会を組織し、選考委員会委員長は互選とする。
- ② 選考委員は引き続き3年留任することを避ける。
- ③ 選考委員がその任期中に次期会長候補者又は次期副会長候補者に選出された場合は選考委員を辞退する。

第3章 役員及び代議員の選考

[次期会長候補者の選出]

- 第13条 次期会長候補者の選出は、次のとおりに決める。
- ② 推薦委員会委員は、それぞれ別個に次期会長候補者2～3名を推薦する。
- ③ 推薦委員会委員長は、前項の推薦により次期会長候補者名簿を作成し、推薦委員に送付する。
- ④ 各推薦委員は、前項の名簿を参考として次期会長候補者1名を選び推薦委員会委員長に報告する。
- ⑤ 推薦委員会委員長は、推薦委員会を開き、前項の推薦を参考として次期会長候補者3名以内を選び、該当候補者の内諾を得る。
- ⑥ 推薦委員会委員長は、次期会長候補者の紹介記事を会誌およびHP等で公表する。
- ⑦ 選挙は社員の投票によって行い、その開票は監事立ち会いの下に推薦委員会委員長が行う。開票の結果最高点の1名を次期会長候補者とする。但し、同数の場合は抽選による。
- ⑧ この選出は会長交代年の前年に実施し、その12月理事会では選ばれた次期会長候補者を議決し、幹事に選出する。

[次期副会長候補者の選出]

第14条 次期副会長候補者の選出は、次のとおりに決める。

- ② 副会長の定数は5名とし、原則として理工系、農医薬系および業界から各々1～2名とする。また、推薦委員会委員長は改選される副会長の人数を推薦委員会に明示する。
- ③ 各推薦委員は、前項の区分バランスを考慮し、それぞれ改選される定数以内の副会長候補者を推薦委員会委員長に推薦する。
- ④ 推薦委員会委員長は、前項の推薦により副会長候補者名簿を作成し、推薦委員に送付する。
- ⑤ 各推薦委員は、前項の名簿を参考にして定数以内の副会長候補者を推薦委員会委員長に推薦する。
- ⑥ 推薦委員会委員長は、推薦委員会を開き、前項の推薦を参考にして改選される人数の2倍にあたる副会長候補者を選び、選考委員会委員長に報告する。
- ⑦ これを受けて選考委員会委員長は、2項の区分に従った候補者のリストを各選考委員に報告し選考投票を依頼する。
- ⑧ 選考委員会委員長は投票結果をもとに副会長候補者を決定し、1月末日までに会長へ報告する。会長はこの候補者を2月理事会に提案し、議決を得る。

[次期筆頭副会長の指名]

第15条 次期筆頭副会長は、非改選副会長と改選により第15条により選ばれた次期副会長候補者の合計5名の中から、理事会が推薦し、次年度会長（任期2年目に入る会長あるいは改選により第14条で選ばれた次期会長候補者）が指名する。

- ② 次期筆頭副会長の指名は2月の理事会で承認される。

[次期監事候補者の選出]

第16条 監事候補者の選出は、次のとおりに決める。

- ② 推薦委員会委員長は改選される監事の人数を推薦委員会に明示する。推薦委員会において改選数の2倍の次年度監事候補者を選び、選考委員会委員長に報告する。
- ③ これを受けて、選考委員会委員長は候補者のリストを各選考委員に報告し選考投票を依頼する。
- ④ 選考委員会委員長は投票結果をもとにし、1月末日までに会長へ報告する。会長はこの候補者を2月理事会に提案し、議決を得る。
- ⑤ 監事の責務を遂行する上での継続性を考慮し、2名の監事の同時期改選を回避する措置を理事会は取ることができる。

[ほかの次期理事候補の選出]

第17条 会長、副会長を除く理事候補者の選出は、次のとおりに決める。

- ② 会長は、改選する理事の人数、担当名を明らかにし、各支部の意向を徴し、理事会において次期理事候補者案を作成し、これを選考委員会委員長に12月下旬までに報告する。
- ③ これを受けて、選考委員会委員長は候補者のリストを各選考委員に報告し投票を依頼する。
- ④ 選考委員会委員長は投票結果をもとにし、2月上旬までに会長へ報告する。会長はこの候補者を2月理事会に提案し、議決を得る。

第18条 会長は、第14条から第18条にて議決を経た理事及び監事の候補者を、役員候補者として総会に提出する。

[代議員の選出]

第19条 定款第14条に定める代議員の選出については別に定める「公益社団法人日本分析化学会代議員選挙規則」による。

第4章 幹 事

第20条 理事の会務の遂行を助けるため、本部に若干名の幹事を置くことができる。

- ② 幹事は理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第5章 会務の分担

[会長を除く理事の会務]

第21条 会長を除く理事の会務分担は次の通りとする。

- ② 筆頭副会長は、定款第24条②項記載順序の第1位として会長を補佐し、本部活動協議会の議長を担当する。
- ③ 4名の副会長は、組織運営協議会、学術振興協議会、社会活動協議会、会員・広報協議会の議長を担当する。この4つの協議会は本細則第6章に記載する。
- ④ 常勤の常務理事は定型的会務を掌理する。

- ⑤ 会長、副会長、常務理事を除く理事は、庶務、会計、編集を担当する。各担当理事のうち各1名は主務理事とし、改選された役員が就任する最初の理事会で会長が指名する。
- 第22条 庶務を担当する理事は、総会や表彰式など本会公式行事の運営等に関する事項、支部活動に関する事項、本部事業の企画運営に関する事項などに当たる。
- 第23条 会計を担当する理事は、2名とし、予算及び決算に関する事項、その他適切な会計に関する事項などに当たる。
- 第24条 編集を担当する理事は3名とし、編集委員会に関する事項、会誌および論文誌の刊行・展開に関する事項などに当たる。
- ② 編集委員会は、「ぶんせき」編集委員会、「分析化学」編集委員会、「Analytical Sciences」編集委員会、「X-ray Structure Analysis Online」編集委員会とする。

第6章 協議会および委員会

- 第25条 本会の理事会のもとに、円滑な会務運営を図る企画運営会議のほか、各種委員会活動の企画・調整等を行なう協議会を設ける。
- ② 企画運営会議および協議会の運営は、別に定める規定による。
- 第26条 会長は、会務及び事業に関して必要に応じ理事会の議決を経て、その他の委員会を設けて、その委員を委嘱することができる。
- ② 前項の委員会の運営は、別に定める委員会規定による。

第7章 会 誌

- 第27条 会誌は、機関誌「ぶんせき」並びに論文誌「分析化学」、「Analytical Sciences」、「X-ray Structure Analysis Online」の4種とする。
- 第28条 機関誌「ぶんせき」には解説、その他適当と認めた事項を掲載し、毎月1回これを発行する。
- 第29条 論文誌「分析化学」には報文、その他適当と認めた事項を掲載し、毎月1回これを発行する。
- 第30条 論文誌「Analytical Sciences」には英文による Original Papers、その他適当と認めた事項を掲載し、毎月1回これを発行する。
- 第31条 論文誌「X-ray Structure Analysis Online」には英文による X 線結晶構造解析に関する報文、その他適当と認めた事項を掲載し、毎月1回 WEB 上でこれを発行する。
- 第32条 会誌は、次の区分により配布する。
- (1) 機関誌「ぶんせき」は、全会員に無料配布する
 - (2) 論文誌「分析化学」は、有料とする。但し、維持会員、特別会員、公益会員には無料配布する
 - (3) 論文誌「Analytical Sciences」は、有料とする
 - (4) 論文誌「X-ray Structure Analysis Online」は無料公開とする。
- 第33条 国外に在住する会員からは、会費のほかに機関誌の送料の実費を徴収する。
- 第34条 会費の滞納者には、会費切れの通告をなし、会誌の配布を停止する。
- 第35条 会誌は、理事会の議決を経て寄贈、交換又はその他の処置を採ることができる。

第8章 分析士認証制度

- 第36条 本会に分析士認証制度を設ける。
- ② その運営は別に定める規程による。

第9章 年会及び各種行事

- 第37条 本会は、毎年1回年会および分析化学討論会を開き研究発表会を行う。
- ② 前項のほか随時必要に応じて講演会、研究発表会、討論会、講習会、展示会、見学会などを行うことができる。
- 第38条 本会は、理事会の議決を経て特別な行事を行うことができる。

第10章 表彰及び報酬

- 第39条 本会は、分析化学の発達に関し功績のあった者及び本会に対し特に功労のあった者を理事会の議決により、金銭、物品、又は賞状の贈呈、その他の方法によりこれを表彰することができる。
- 第40条 委員など本会の運営を担当する者に対して、理事会の議決を経て、報酬を与えることができる。
- 第41条 本会は、依頼した講演者及び寄稿者並びに理事会において必要と認めた者には刊行物を寄贈し、又は謝礼を呈することができる。

第11章 支 部

- 第42条 本会に次の支部を置く。
北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国四国支部、九州支部
- ② 会員は上記いずれかの支部に所属する。但し、海外在住者は、関東支部の所属とする。
- 第43条 支部役員は、支部長1名、副支部長、支部幹事その他とする。
- ② なお、次期支部長1名を選出して役員にすることができる。
- 第44条 支部役員は当該支部の内規により選定し、支部長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 第45条 支部役員の任期は当該支部の内規により定める。
- 第46条 支部長は、当該支部の業務を総理し、支部を代表する。
- ② 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- ③ 支部幹事は、支部の事務を分担する。
- 第47条 支部長は、毎年1月末日までに予算案を添えて次年度事業計画案を、又年度終了後1週間以内に当該年度の事業報告書並びに収支決算報告書を会長に提出するものとする。
- 第48条 支部長は、当該支部における重要な行事の結果及び臨時事業の予定をその都度会長に報告するものとする。
- 第49条 支部長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第50条 支部に関する内規は、当該支部役員会において決定する。
- ② 前項により定めた支部内規は、会長に報告するものとする。

第12章 特定預金

- 第51条 本会に、特定預金を設けることができる。
- ② その名称、目的、事業などは当該特定預金規程に別途定める。
- ③ 特定預金の廃止、当該規程の施行および廃止は、理事会の議決を得なければならない。
- 第52条 特定預金の運営、管理は関係する協議会および委員会が行い、使用に当っては理事会の承認を必要とする。
- ② 関係する委員会がない場合は、協議会は当該特定預金の運営委員会を設置して行なうことができる。
- ③ 特定預金の会計は、会計担当理事が行い、理事会へ報告する。

第13章 雑 則

- 第53条 会計の収支原簿及び証書類は会計担当主務理事が押印のうえ、これを法定期間保存しなければならない。
- 第54条 定款及び本細則施行に関し必要な規定は、理事会の議決を経て、その都度別にこれを定める。
- 第55条 本細則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

本細則は公益社団法人日本分析化学会としての登記の日より施行する。

公益社団法人日本分析化学会 会費等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 6 条に定める会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第 2 条 入会金及び定款第 10 条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

入会金 1,000 円

会費 9,000 円

(2) 維持会員

入会金 0 円

会費 79,800 円

(3) 学生会員

入会金 0 円

会費 4,500 円

(4) 特別会員

入会金 0 円

会費 30,000 円

(5) 公益会員

入会金 0 円

会費 28,800 円

2 正会員のうち、名誉会員並びに永年会員は会費の納入を必要としない。

3 現に学生会員である者が引き続き正会員となる場合は、入会金を必要としない。

4 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は理事会の決議によってこれを減免することができる。

(会費等の納入)

第 3 条 学会に入会した会員は、入会決定通知を受けた日から 30 日以内に、入会金及び会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 会費は、毎年 3 月 1 日以降 3 月末日までに当年分（1 月～12 月）を納めるものとする。

(資格喪失に伴う会費の返還)

第 4 条 学会は、会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人日本分析化学会 代議員選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という。）定款第14条の規定に基づき、代議員の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙権)

第2条 選挙権は、選挙が行われる年度の1月1日現在における正会員及び維持会員が、これを有する。

(代議員の選出)

第3条 代議員は、学会の正会員及び維持会員の全有権者による投票により選出する。

- 2 別に定める役員等候補者選考委員会（以下選考委員会と略記する）において、選挙が行なわれる年度の11月30日までに代議員候補者を募り、翌年1月発行の機関誌により候補者を会員に通知し、2月の理事会以前に選挙を実施する。
- 3 選考委員会は、再選挙にあつては、これを行うべき事由を生じてから3か月以内に選挙が終了するよう選挙を実施する。

(代議員選挙の管理)

第4条 代議員選挙は、選考委員会の管理のもとで行う。

(代議員支部推薦候補者の選考)

第5条 支部は、支部所属の正会員及び維持会員の中から候補者を推薦できるものとする。

- 2 支部は前項の推薦をするにあつては、広く支部所属の正会員及び維持会員に推薦希望の有無を募らなければならない。
- 3 支部長が、会長に推薦する代議員候補者中には、当年度の役員及び支部長であつて退任する者及び次期支部長を含むことができる。

(代議員支部推薦以外の立候補者の届け出)

第6条 正会員及び維持会員のうち、代議員に立候補しようとする者は、自薦または正会員、維持会員の推薦により、選考委員会に、その定める締切日までに届け出る。

(代議員選挙の方法)

第7条 各支部の推薦候補者数は、当該支部に所属する年度初めの正会員及び維持会員の数を勘案の上、選挙のつど理事会が決定し、選考委員会に通知する。

- 2 選考委員会は、正会員及び維持会員に対して機関誌による広告により代議員選挙を案内し、立候補者を募集する。選考委員会は、各支部に代議員選挙を案内する。
- 3 選考委員会は支部推薦候補者を機関誌の広告により各支部の正会員及び維持会員に周知させ、支部推薦以外の立候補者を同様の方法により全正会員及び維持会員に周知させる。
- 4 支部推薦によって選出された代議員が、その選出された支部から別の支部に所属を変更した場合でも、選出された支部の定数に含まれるものとする。

(代議員選挙の投票)

第8条 選挙は有権者の郵便投票によって行う。

- 2 選挙期日までの消印のある場合で開票前に到着したものは有効とする。
- 3 投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選考委員会が確認するために封筒外側に氏名を記入するものとする。
- 4 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。

(代議員選挙の投票の効力)

第9条 投票の効力は選考委員会が決定する。この決定に当たっては第2項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。
 - (1) 本規則及び選考委員会で定める細則・投票方法その他の規定に違反するもの。
 - (2) 選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので選挙期日までの消印のあるものは有効とする）。
 - (3) 記名投票の場合は、次の通りとする。
 - ① 記載した氏名のうちの一部が、何人を記載したかを確認し難いときは、その部分のみを無効とする。
 - ② 同一の氏名を重複して記載したものは、1個の記載とみなす。
 - (4) 同一の氏名、氏または名の候補者が2人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は、当該

候補者の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合は1票未満の端数は切り捨てる。

(代議員当選人の決定)

第10条 選考委員会で別段の定めをした場合を除いて、有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。

2 選考委員会は、当選人が決定した場合には、これを直ちに会長に報告する。

(代議員当選の無効)

第11条 当選人が定款第13条によって正会員及び維持会員の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とする。

2 有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に選考委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に選考委員会は、それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めるときは、選挙の全部または一部の無効を決定し、再選挙を行う。

(代議員の公告)

第12条 会長は、選任した代議員を、すみやかに本会会誌に公告しなければならない。

(代議員の解任)

第13条 代議員が次の各号の一に該当するときは、総会において代議員現在数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により解任すべき事由があると考える正会員又は維持会員は、当該代議員の氏名を記載の上、郵便ハガキもしくは官製ハガキで、解任すべき事由を記載して、当該代議員の所属する支部に送付して申し出を行うことができる。

4 100名以上の正会員又は維持会員から前項の申し出を受けた代議員については、理事会において、解任を総会に諮るか否かの決議を行う。

(記録の保存)

第14条 選考委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる代議員の任期中は保存しなければならない。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人日本分析化学会

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員には、理事会等の出席に要する費用として、実費を支給することができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。